

京都府中学校体育連盟加盟競技基準要項

1 目的

- (1) 本連盟は京都府中学校の単位体育連盟(5ブロック)の加盟連盟をもって組織し、京都府における中学校体育の健全な発展を図ることを目的とする。
- (2) 京都府中学校体育連盟附則2に定められた専門部について、新規加盟競技の要望が出された場合の審査に必要な事項を定める。

2 加盟競技基準

- (1) 競技種目に係る諸活動は、中学校における学校教育活動の一貫であり、各学校に部活動として設置された、日常的な活動であること。
- (2) 5ブロック中体連の内、3ブロック以上で、ブロック中体連主催のブロック大会が実施されていること。
- (3) 競技別専門部会を開催するために、必要な競技別専門部がブロック毎に組織することができること。
- (4) 京都府の大会がすでに開催されており、その開催において競技団体の同意を得ていること。また、組織や大会実績があると認められていること。

〈審査基準〉

※ 上記事項に照らして本連盟理事会で、加盟競技について審査決定する。

- ① 加盟競技基準の全てを満たす場合は、加盟競技とする。ただし、**加盟競技基準の全てを満たしていない場合でも、日本中体連、近畿中体連に加盟し、(4)を満たす場合は、加盟競技とする。**
- ② 加盟競技基準を3項目満たす場合は、大会実施に際しては後援する。
- ③ 加盟競技基準を十分に満たすことのできない場合も本連盟の活動趣旨を考慮して、育成のために支援する。

3 新規加盟競技の申請・審査について

- (1) 各ブロック中体連会長に申請し、ブロック中体連会長が必要競技と判断した場合、府中体連会長に申請する。府理事会で審査する。
- (2) 本連盟会長が必要競技と判断した場合、府理事会で審査する。

4 この要項は、平成28年4月1日から施行する。